

令和4年度第1回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和4年4月8日（金）					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時40分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩指 久	出席			
	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	恩田 真季	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	11番	井田 厚美		12番	牛田 弘則	
	出席吏員	事務局長 藤原 宰 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 建設課課長 岡田 光政 産業課課長補佐 桑名 俊成 総務課課長補佐 本田 秀和				
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	南部町農業委員会事務局職員の任免について
第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第4号	非農地証明書の交付について
第5号	農地利用集積計画案の決定について
第6号	農用地利用配分計画の意見照会について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 使用貸借の合意解約について (3) 令和3年度第12回総会議案第1号(1)について
その他	(1) 令和3年度能率給の支払いについて (2) 農業委員会の目標設定について (3) 令和4年度第2回南部町農業委員会総会日程

番号2

土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m²

譲渡人：

譲受人：

合計：田1筆 m² 契約種別：所有権移転 売買

用途：宅地 転用目的及び施設の概要：駐車場

この申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地に該当しますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当しません。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は10アールあたり 円で、合計で 円と聞いています。

番号3

土地の表示： 登記：畑 現況：畑 地籍： m²

合計：田1筆 m² 契約種別：所有権移転 売買

用途：雑種地 転用目的及び施設の概要：駐車場

譲渡人：

譲受人：

この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は10アールあたり 円で、合計で 円と聞いています。

番号4

土地の表示： 登記：田 現況：田

地籍： m²のうち m² 合計：田1筆 m²

貸人：

借人：

契約種別：使用貸借 用途：宅地 転用目的及び施設の概要：一般住宅
駐車場

この申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地に該当しますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当しません。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。

番号5

土地の表示： 登記：田 現況：畑

地籍： m²のうち m² 合計：田1筆 m²

貸人：

借人：

契約種別：賃貸借 用途：雑種地 転用目的及び施設の概要：駐車場

この申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地

	<p>であるため、農地区分は第1種農地に該当しますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。賃借料は10アールあたり年 円で、合計で年 円と聞いています。</p>
議長	<p>現地調査報告を糸田委員よりお願いします。</p>
糸田委員	<p>本日、午前9時から、恩田会長、市川職務代理、黒木委員、庄倉委員、田邊委員、井上委員、亀尾委員、牛田委員、作野委員、私、藤原局長、潮局長補佐の12名で現地調査を行いました。</p> <p>番号1について報告します。現地調査資料の3ページからになります。場所は の集落を過ぎた に向かう所になります。申請地は現況畑で、所有者が二人おられて、畑地を分筆されて宅地にされます。5ページの土地利用計画図をご覧ください。下側が分筆後の残地で畑として管理されます。現地で現状を見ましたところ傾斜のある畑で、7ページに断面図が載っていますが、山側から町道に向かってこれだけの傾斜があります。ブロックを2段積んで囲み宅地にされます。6ページに排水計画書がありますが、上から下に向かい若干の傾斜があります。ブロックを2段積みされて、雨水は右の方に溜まって既存の水路に流れる計画になっていますが、現地確認の際に十分な排水ができるのか懸念が出ていました。</p> <p>番号2は11ページからになります。場所は を、を過ぎて に行くまでの直線道路沿いの 向かって左側になります。 が申請地ですが、現状は を分筆されます。13ページに土地利用計画図が付いています。左側の既存建物は さんの住居です。駐車場が非常に狭い為、駐車場として活用する計画です。15ページに断面図が載っています。既存の住宅と申請地は高低差があります。既存の住宅までかさ上げをして、既存の住宅の進入路を活用して出入りをされる計画です。右側が残地の田になります。ブロックで仕切りをして、田の側には簡易な畔を付けて田として活用されます。</p> <p>番号3ですが、場所は の集落から に向かって国道沿いに若干下がった さんに隣接した畑地です。19、20ページをご覧ください。 と が さんの工場と事務所です。20ページの下側に工場の敷地とありますが、そこを進入路として駐車場として活用される計画です。現場は畑地と敷地に段差があり、スロープを付けられるそうです。進入路の所が赤線となっていますが、役場建設課との協議は終わっているそうです。隣地の畑地の所有者さんからの同意も貰われています。</p> <p>番号4は24ページからになります。場所は先ほどの番号2の の申請地を 側に戻り の集落に入った所です。25ページの公図をご覧ください。水田として活用されている農地の一部を転用して宅地利用されます。26ページの土地利用計画図の下の方に小屋とあるのが所有者さんの宅地です。 に住んでおられる所有者の娘さんご夫婦が戻られて家を建てられる為の転用です。所有者の宅地と段差がありますので、既存の宅地までかさ上げをされます。分筆後の残りの農地は従来通りに水田として活用されます。27ページの排水計画図をご覧ください。右側に既存の用水の取り口があります。宅地としてかさ上げをされますので、これを利用して新たに水路を作られて残る水田に流れるようにされます。</p>

	5番は32ページからになります。集落を入ったの道路を挟んで向かい側にある農地の一部を、さんが駐車場として借りられる計画です。34ページに土地利用計画図が載っています。右側がです。以上です。
議長	事務局より補足説明があるようです。
局長補佐	本日、“33ページ公図”という資料をお配りしています。番号5のの駐車場の公図です。2筆に分筆となっていますが、3筆に分筆ですので訂正させていただきます。
議長	質疑に入ります。
田邊委員	今回の5条申請には、第1種農地に該当するが、不許可の例外規定に該当しますという説明が何件かあります。例外規定というのは農地法の何条、何項に書いてありますか。
議長	事務局に調べさせて、該当する部分をコピーしてお配りするようになります。その間、休憩とします。
	(休憩 14:02~14:10)
議長	再開します。今コピーの用意をしていますので、先に他の質問を受けます。
庄倉委員	番号1について質問します。本日、私も一緒に現地調査をしました。かなり傾斜のある畑地でしたが、そのままの状態の家を建てられるとお聞きしました。7ページの断面図を見ますと、A-A'のA'の方が山側で下に向かい傾斜が付いています。下側の隣地との境界にコンクリートブロックを2段積まれて、とはそのまま畑として残るということでした。当然、水は高い所から低い所に流れます。雨水が下側に溜まるようなことはないでしょうか。
議長	地元の作野委員さんは、どのように聞いておられますか。
作野委員	隣接する畑の所有者さんには同意される旨を確認しています。その際に、申請地は元々小高い山であったが、の住宅を建てる為に造成して今のようになったということでした。赤土で崩れやすい土地で、以前に雨で崩れたこともあり、家が建つにあたり、その辺の対策は考えて欲しいとは、おっしゃっていました。私も今日現地を見て、ブロック2段で雨水が対処できるのか少し不安に思いました。庄倉委員のご心配は理解できます。
庄倉委員	畑として残るのは、です。雨水がブロックの所で溜まれば、この残地の方に流れていくのではないかと心配します。、に側溝を造られるということはないですか。側溝があれば右の方に流れていくと思いますが、そのような指導はされていませんか。
作野委員	そのような指導はしていません。下に水路とあり、そこに流れるようになっています。先ほど申しましたように赤土ですので、豪雨の際は心配であると思います。
庄倉委員	6ページの排水計画を見てもらうと、雨水が右の方に流れるようになっています。土地の形状を考えると、斜め方向に雨水が流れるとは思えません。
作野委員	ブロックを2段積むことにより右側に流れる設計になっています。
庄倉委員	通常の形状なら分かりますが、これだけ傾斜があつて、かさ上げもしないで家を建てられるのであれば、上の高い所から下に流れます。花壇スペースの所に側溝でも付けられると右側に流れていくと思います。
作野委員	どれだけの雨水が流れるか分かりませんが、通常の雨であるならばブロック2段で留めて右に流れると思います。豪雨となると分かりませんが。

市川職務代理	私も現地を見ました。7ページを見ていただくと、B-B´は水平になっています。家が建つ所は水平です。A-A´、C-C´は地形をそのまま使われます。斜めの土地に家が建つことは有り得ないと思います。斜めの浄化槽、斜めの物置も見たことがありませんので、この辺あたりは水平であると思います。造作されるところは全てほぼ水平であると思います。6ページを見ますとA-A´に流れる水は少ないのではないかと、急速に流れる地形ではないのではないかと解釈しました。下の畑地に急激に流れる水は少ないと思います。
田邊委員	先ほど糸田委員より現地調査報告がありました。糸田委員のご見解をお聞きしたいと思います。
糸田委員	先ほどの報告の中で、傾斜が緩やかに付いていて残地の方に雨水が流れるのではないかと懸念があると説明しました。今、市川職務代理の説明を聞きまして、宅地が建つB断面は水平ですし、勾配はあっても、花壇スペース、浄化槽の所で若干の仕切りはできると思いますので、懸念されるような全ての雨水が下の畑に流れて行くことはないと思いました。ある程度緩和されて2段ブロックで止められるのではないかと理解しました。
議長	私の見解ですが、雨量計算については、鳥取県農業会議では5,000㎡を超えるものに関して、南部町では転用面積が3,000㎡を超えてかつ形状が変わる場合に出すようになっていきます。法的な中で、この㎡ほどの転用で流量計算を求めることはできませんし、どこにもそのような事は書いてありません。今回の雨量の問題に関しての議論は今回については差し控えていただきたいと思います。いかがでしょうか。
	(質問、意見等なし。)
議長	それでは、先ほどの田邊委員からの質問について事務局より説明致します。
局長補佐	お配りしました資料をご覧ください。第5条の農地転用に関わる部分は、農地法第4条と同様の取扱いとなることを踏まえて説明させていただきます。資料の左半分に“農地の転用の不許可の例外 第四条”とございます。その下に、“イ 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること。”とありますが、これが不許可の例外になります。詳細は裏面の右下に“地域の農業の振興に資する施設”とあります。これは農地法施行規則の33条になります。地域の農業の振興に資する施設は一から四まであります。その中の“四 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。”こちらが根拠法令になります。
議長	田邊委員よろしいでしょうか。
田邊委員	分かりました。ありがとうございました。
議長	他にございませんか。
	(質問、意見等なし。)
議長	ご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしと認め、議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。

		すように、地域の農業委員、推進委員さんは注意をお願いします。他にございませんか。
		(質問、意見等なし。)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第 5 号『農用地利用集積計画案の決定について』は原案どおり議決、承認されました。
議案第 6 号 農用地利用 配分計画の 意見照会に ついて	議長	議案第 6 号『農用地利用配分計画の意見照会について』上程致します。提案者より説明をお願いします。
	本田課長 補佐	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づき農用地利用配分計画を作成しましたので、ご審議をお願いします。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書 19 頁）】。
	議長	質疑を受けます。これも始期が 6 月 1 日からになっています。それまでにかまっても良いのですか。
	本田課長 補佐	先ほど許可をいただきました 3 条申請のご相談の際に所有者さんより、この農地を機構に出したいとの申し出があり、さんとの間で話がまとまりました。その際に、さんとは、配分は 6 月 1 日からになりますので、それ以降に作付けができる飼料米などの作付けをされる確認は取っています。なお、機構には 5 月 1 日時点で貸付けを行っていますので、機構より、どうしても農作業等準備が必要な場合は相談をしていただきましたら対応しますと確認を取っています。
	議長	確認を取った後はどうされますか。
	本田課長 補佐	基本的には配分どおりに耕作をされるようお願いをしています。どうしても作業をしたい場合には機構に相談をするようにしていますが、原則、配分の内容どおりに進めていただくということで確認しています。
	議長	先ほども申しましたが、最近、様々な苦情があります。決めたことは守られないと、こちらの説明もつきません。今までのような、これくらいなら良いだろうではなく厳格にしなければいけません。他にございませんか。
		(質問、意見等なし。)
	議長	ご異議ございませんか。
		一同
	議長	異議なしと認め、議案第 6 号『農用地利用配分計画の意見照会について』は、原案どおり議決、承認されました。
5. 報告 (1) 農地法 第 18 条第 6 項の規定 による通知 について	議長	報告事項に入ります。『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』報告をお願いします。
	局長補佐	【(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について朗読（議案書 20～21 頁）】 番号 1 と 2 は議案第 2 号の 3 条申請に関連する解約です。番号 3 は利用権設定の整理番号 69 番に関連する解約です。番号 4 は自作されます。
	議長	さんは、ねぎ栽培を辞められるのですか。
	本田課長 補佐	今年に入りさんより経営面積を縮小したいのご相談がありました。補助事業が入っている農地については解約は難しい旨を説明しました。今回の農地については、地元委員さんにもご尽力をいただいて、次の耕作者が見つかりましたので解約の手続きが整いました。

	議長	今回出ている さんは農業を辞められると聞いています。行政の指導はどのようになっていますか。行政の指導が足りないから、離農や縮小をされるのではないですか。始めだけで後は知らないではなく、カウンセリングのようなものをするとか、もう少し考えていただきたいと思います。他に質問はございませんか。
		(質問、意見等なし。)
	議長	『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』報告を終わります。
(2) 使用貸借の合意解約について	議長	『(2) 使用貸借の合意解約について』提案者より説明を求めます。
	局長補佐	【『(2) 使用貸借の合意解約について』朗読(議案書 22 頁)】 番号 1 は利用権設定の整理番号 73 番に、番号 2 は整理番号 76 番に関わるものです。
	議長	ご質問はございませんか。
		(質問、意見等なし。)
	議長	『(2) 使用貸借の合意解約について』報告を終わります。
(3) 令和 3 年度第 1 2 回総会議案第 1 号 (1) について	議長	『(3) 令和 3 年度第 12 回総会議案第 1 号 (1) について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	先月の第 12 回総会に於いて条件付許可となりました議案第 1 号一般住宅及び駐車場への第 4 条申請についてご報告します。3 月 25 日の午後 3 時より、恩田会長、市川職務代理、岩指委員、井田委員、事務局で協議を行いました。3 月 10 日の総会前に行いました現地確認にて、盛土がしてあり事前着工の恐れがあるということで条件付許可となっていました。総会后、代理人である行政書士さんにお伺いし、顛末書を提出していただきましたので、その内容についてご説明します。申請地は、現在の所有者は さんですが、お父様である さんが、昭和 60 年代に田の上に盛土をされて畑の状態にされたそうです。現在まで耕作をされずに草刈りなどをして保全管理の状態であったそうです。お父様が平成 23 年 11 月に他界されてから さんが相続されましたけれども、本来ならば農業委員会へ田から畑への変更届を出さなければいけなかったが、それを怠った為に今回の誤解を招いたことについてお詫びをする内容になっています。皆さんと協議をしまして、悪質性はないという結果により、同日付で許可し許可証を発行しております。
	議長	ご質問等ございませんか。
		(質問、意見等なし。)
6. その他 (1) 令和 3 年度能率給の支払いについて	議長	その他に入ります。『(1) 令和 3 年度能率給の支払いについて』説明をお願いします。
	局長補佐	昨年の 4 月から今年の 3 月までの 12 ヶ月間の最適化に関わる活動記録を提出していただきました。その結果を能率給として個々に集計した明細書をお配りしています。4 月 21 日にお支払いする予定にしていますので、ご確認をお願いします。
	議長	事務局にはご足労をかけました。
(2) 農業委員会の目標設定について	議長	『(2) 農業委員会の目標設定について』説明を願います。
	局長補佐	事前にお配りしています“農業委員会の目標設定について”と、本日配付しています“活動記録簿作成の周知及び注意喚起のお願いについて”この 2

て	<p>つの資料で説明をさせていただきます。</p> <p>“農業委員会の目標設定について”から説明します。令和4年4月から制度が変わりました。各農業委員会で目標設定を行うことになり、具体的な目標設定については来月5月の総会で協議していただきたいと思いますが、事前に概要を説明させていただきます。補足ですが、農業委員会は、農業委員会法第6条第2項の規定によって、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の三本柱で、農地等の利用の最適化の推進に関わる活動を実施すると農業委員会法で定められています。農業委員会はその区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標を内容とする指針を定めるよう努めるとともに公表しなければならないとされています。また農業委員会は最適な活動の透明性を確保するために、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他、農業委員会における事務の実施状況についても公表しなければならないとなっています。今回の改正につきまして、この点、農業委員会は最適化活動の成果目標と活動目標、この二つを設定して、農業委員と推進委員が記録する活動記録のことですけれども、この最適な活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検と評価を行った上で公表することが重要であることとなりました。さらに、最適化活動を実施するに当たり、農業委員、推進委員の役割分担、連携が適切に図られることが必要ということにもなりました。それでは別添資料の3ページをご覧ください。農水省経営局長通知（ガイドライン）の概要ですが、基本的な考えとして、各委員さん方が実施する最適化活動は、農地の出し手と受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地の幹旋や、農地の定期的な見回り等多岐にわたっています。農業者の減少や、高齢者が進む中で、農業委員会は最適化活動を確実に実施することが重要で、その透明性を確保する必要がございます。農業委員会は、令和4年度から毎年度、最適化活動目標を設定して、最適化活動の実施状況及び最適化活動目標の達成状況について点検評価をして県知事に報告することになりました。（成果目標、活動目標①から⑥の朗読）この6個の目標を設定するということになりました。4ページをご覧ください。（4.成果目標の設定についてア～ウ朗読）ここには書いてありませんが、市町村ごとに目標設定の考え方が示されているときは、市町村の目標を農業委員会の目標として設定するものとされており、南部町では基本構想がございしますので、その目標値を設定するよう検討をしております。</p>
議長	<p>別添資料については、事前に配られていますし、今ここで事務局が読み上げなくても委員の皆様各自で十分に目を通していただきたいと思います。事務局には、当日配布資料の四角で困っている部分が重要だと思いますので、その部分の説明をお願いします。</p>
局長補佐	<p>分かりました。当日配付資料の説明をさせていただきます。“1、農地利用最適化交付金事業の事業実施要件”でございます。3つございます。“一月の活動日数が0日であった推進委員等がいる農業委員会は交付金の支給対象外。”つまり、1人の委員さんが、活動日数が0の月が1回でもあれば、全員の交付金が0になります。今回の能率給の財源は全て最適化交付金ですので、最適化交付金がないと能率給は払えないということです。</p>
議長	<p>一月の活動が0日の委員さんが1人でもおられますと、そもそもの交付金が貰えないことになります。自分はできませんという委員さんがおられたら最初から抜けることはできますか。</p>

局長補佐	<p>最適化推進委員さんは必ずこの役割がございまして、最適化推進委員さんは全員この活動に参加していただきます。農業委員さんにつきましては、実績に応じてということですので、最初からしませんということとはできません。</p> <p>2点目“年間平均で月の活動日数が5日以下の場合、当該推進委員の実績は、推進委員の実績に応じた交付金も算定対象とならない。”これは、A委員の活動記録の日数が年間60日間だとすると月平均が5日となりますので、60日以下だとA委員さんには能率給は出ないということです。平均ですので、5月の活動が5日でも6月の活動を7日にするなど、年間活動記録が60日を超えれば平均5日を超えることとなりますので、この基準はクリアできるということです。活動回数については来月協議させていただきます。最低ラインは5日を超えることです。</p> <p>3点目“これら、上記2つの場合でも、当該委員等が負傷、疾病、災害その他社会通念上やむを得ない場合はこの限りではない。”例えば、1ヶ月入院された場合その月はカウントされないので、入院をした月を除く11ヶ月の月の平均が6日以上となります。簡単に説明しましたが、以上です</p>
議長	皆様より、ご質問はございませんか。
亀尾委員	月に6日と言うと1週間です。勤めをしながらできるのか心配です。
局長補佐	今までの最適化の活動は、結果のみ1日1回カウントされていましたが、目に見えないそれまでの活動も加えることができることになりました。別添資料の14ページをご覧ください。書き方が付いています。例えば、4月30日に利用調整活動を行ったことが結果になっていますか、下に事前の日常活動が、4/10、4/15、4/22、4/27、4/29と、活動日と内容が書いてあります。この場合、今までは4月30日を1カウントでしたが、事前の活動も含むようになり6日となり、一ヶ月の目標がクリアになります。12ページにも具体例が書いてあります。
庄倉委員	1つの案件でも何度も足を運びます。どのように書けばよいですか。
局長	今まで1件として活動記録を残していただいていたのですが、考え方が変わりました。その1件を達成するまでに事前、事後に動かれた1日ごとの記録を常に残していただき、それを1枚の活動記録に書いていただきますと、それが活動日数になります。4月からこの動きは始まっていますので、日々の活動をメモ等に残されて、達成した時点で、それを活動記録に書かれるようにされると良いと思います。
局長補佐	補足ですが、1日のうちに、圃場を確認した、話を聞いた、事務局に行ったと書かれても1日で1カウントになります。日数による回数になります。また、活動記録が2枚に分かれても、月をまたいでも問題はありません。
作野委員	他の方の活動は私には分かりませんし、私の活動も0日となり、他の方に迷惑をかけてしまはないか心配です。
局長補佐	支給対象になるのは最適化活動になります。対象にならないのは、転用の現地確認などで、それは定例給に含まれますが、それも、その他の活動として出させていただきます。事務局でそれが最適化活動に含まれるかどうかは判断します。
議長	作野委員さんは、ご自分が0日で交付金の対象外になった場合の心配だと思いますが、病気などのやむを得ない場合は仕方ありませんが、ちゃんと活動していただかなければいけません。

	局長補佐	全国農業会議の事務局長さんからは、農業者であれば、最大 365 日書くことができる。自分の圃場に行くまでに他の所有者さんの田を確認しただけでもカウントできる。365 日書くのは大変であるから絞り込んで書かれたら良いという説明でした。0 日というのは想定されていないと思います。
	市川職務代理	圃場に隣接する用水路、池、川などを見に行った場合はどうですか。
	局長補佐	中山間や多面は別の報酬が出ますので、それは除外していただきたいということです。農業委員、推進委員さんとしての活動をされて、その中から該当するのか、しないのかになってきます。 それから、活動記録簿は毎月回収させていただきますので、総会の時に提出をお願い致します。
	議長	一度の説明では分からないと思いますので、随時、事務局にお尋ねください。また、中立委員である黒木委員さんは、この活動には参加されません。事前に説明をして、了承いただいています。
(2)令和 4 年度第 2 回農業委員会総会の日程について	議長	令和 4 年度第 2 回南部町農業委員会総会は、令和 4 年 5 月 10 日（火）に開催します。
8. 閉会	議長	これにて令和 4 年度第 1 回南部町農業委員会総会を閉会します。